

告示

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十七年八月一日から施行する。

平成二十六年埼玉県教委告示第二十二号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成二十七年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十七年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「五、五八五円」とあるのは「五、六一円」と、「六、〇六九円」とあるのは「六、一〇四円」と、「六、四七五円」とあるのは「六、五二四円」と、「六、六五四円」とあるのは「六、七〇八円」と、「五、八七八円」とあるのは「五、九二二円」と、「一三、〇〇五円」とあるのは「一三、〇四〇円」と、「二六、一九二円」とあるのは「二六、二八一円」と、「一八、六八〇円」とあるのは「一八、八三四円」と、「二一、四七二円」とあるのは「二一、七八四円」と、「二三、九八四円」とあるのは「二四、五三二円」と、「二五、一九一円」とあるのは「二五、三七六円」とする。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円

七十歳以上	六十歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満
三、九三〇円	三、九三〇円	四、七三一円	五、八七八円	六、四七四円
一三、〇〇五円	一五、九九一円	一九、三八五円	二四、一三九円	二五、一九一円